

東松山市建設工事における特例監理技術者等の配置に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第3項ただし書に規定する主任技術者又は監理技術者（以下「専任特例監理技術者等」という。）の配置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(兼任を認める工事金額の範囲)

第2条 法第26条第3項ただし書の規定による専任特例監理技術者等の配置は、その請負金額が次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める金額未満の場合に認めるものとする。

- (1) 法第26条第3項ただし書第1号イからハマまでに掲げる要件のいずれにも該当する工事（以下「専任特例1号工事」という。） 1億円
- (2) 法第26条第3項ただし書第2号の政令で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）を配置する工事（以下「専任特例2号工事」という。） 2億円

(同一の専任特例監理技術者等が兼務できる工事の数)

第3条 同一の専任特例監理技術者等を配置できる工事の数は、2件を上限とする。

(専任特例監理技術者等の配置の要件)

第4条 専任特例監理技術者等の配置に当たっては、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たさなければならないものとする。

- (1) 専任特例1号工事 法第26条第3項ただし書第1号ロ及びハに規定する要件
- (2) 専任特例2号工事 監理技術者補佐として直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置するほか、次の措置を講じること。
 - ア 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
 - イ 監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡を取るための措置を講じていること。

(提出書類)

第5条 専任特例監理技術者等の配置を希望する者は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 専任特例監理技術者等配置届出書

(2) 次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 専任特例1号工事 人員の配置を示す計画書

イ 専任特例2号工事 監理技術者補佐の資格を確認できる資料

2 専任特例監理技術者等の配置に当たり、既に主任技術者又は監理技術者として配置されている工事の施工体制が変更になる場合は、事前に当該工事の発注者と協議し、前項で定める書類の写しの提出等の必要な手続きを行うものとする。

3 受注者は、専任特例監理技術者等の配置により監理技術者補佐又は連絡員の配置を行う場合は、施工計画書にこれらの者が担う業務について記載するものとする。

(適用除外)

第6条 次のいずれかに該当する場合は、専任特例監理技術者等の配置を認めないものとする。

(1) 東松山市建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成28年3月30日決裁）で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事のうち、同要領第15条第1項第1号を適用するものを含む場合

(2) 配置しようとする工事の双方が24時間体制での応急処理工、緊急巡回等が必要な工事等の社会機能の維持に不可欠な工事である場合

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。